

■管理ランクの導入

・SEIグループとして含有を禁止する化学物質、含有管理(含有情報の開示が必須である)物質を4つのランクに分類。(詳細は下表参照)

分類	管理ランク	規制対象		
		物質	混合物	成形品
禁止物質	管理ランクA	●	●	●
	管理ランクB	●	●	—
管理物質	管理ランクC	○	○	○
	管理ランクD	○	○	—

●: 当社グループへの納入品への含有は禁止されています。
○: 当社グループへの納入品について、含有有無、含有量、部位用途など含有情報を開示頂く必要があります

■禁止化学物質関連(別表1)

・(旧)別表1と(新)別表1-1および各々対応する別表5の内容比較

大分類	物質群名	旧(Ver1.0)		物質No.	新(Ver2.0)		改訂理由及び根拠法			
		物質No.	しきい値 用途		しきい値 用途					
金属及び金属化合物	カドミウムおよびその化合物	R1	意図的使用禁止かつ100ppm超の含有禁止	包装材	A01	100ppm超の含有禁止*9	包装材	・EU 包装材指令		
			20ppmの含有禁止	携帯型電池および蓄電池		20ppm超の含有禁止	携帯型電池および蓄電池	・EU 電池指令		
			意図的使用禁止かつ100ppm超の含有禁止	樹脂(ゴム含む)、塗料、インキ、顔料、染料		100ppm超の含有禁止	上記以外(樹脂(ゴム含む)、塗料、インキ、顔料、染料等については、乾燥状態での濃度が対象)	・J-Moss ・EU RoHS、ELV ・中国、韓国RoHS		
	六価クロム化合物	R2	意図的使用禁止かつ100ppm超の含有禁止	包装材	A02	100ppm超の含有禁止*9	包装材	・EU 包装材指令		
			意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止	上記と規制除外を除くもの		1000ppm超の含有禁止	上記以外	・J-Moss ・EU RoHS、ELV ・中国、韓国RoHS		
	鉛およびその化合物	R3	意図的使用禁止かつ100ppm超の含有禁止	包装材	A03	100ppm超の含有禁止*9	包装材	・EU 包装材指令		
			意図的使用禁止かつ300ppm超の含有禁止	樹脂(ゴム含む)、塗料、インキ、顔料、染料		意図的使用禁止かつ300ppm超の含有禁止	電線被覆の最外層	・US(CA) Proposition65		
意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止			上記と規制除外を除くもの	1000ppm超の含有禁止		上記以外	・J-Moss ・EU RoHS、ELV ・中国、韓国RoHS			
水銀およびその化合物	R4	意図的使用禁止かつ100ppm超の含有禁止	包装材	A04	100ppm超の含有禁止*9	包装材	・EU 包装材指令			
		5ppm超の含有禁止	電池および蓄電池		5ppm超の含有禁止	電池および蓄電池	・EU 電池指令			
			意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止	上記と規制除外を除くもの		1000ppm超の含有禁止	上記以外	・J-Moss ・EU RoHS、ELV ・中国、韓国RoHS		
ビス(トリブチルスズ)＝オキシド	R5	意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止		A05	1000ppm超の含有禁止*10			・化審法(第1種特定化学物質)、EU REACH制限物質		
		一部のトリブチルスズ類(TBT類)、トリフェニルスズ類(TPT類)			R6	意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止*2	A06	1000ppm超の含有禁止*10		・化審法(第2種特定化学物質) ・EU REACH制限物質
		ジブチルスズ			R7	全ての用途について、意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止	A07	1000ppm超の含有禁止*10		・EU REACH制限物質
ハロゲン系有機化合物	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	R8	意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止		A08	1000ppm超の含有禁止		・化審法(第1種特定化学物質) ・J-Moss ・EU RoHS ・中国、韓国RoHS		
	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	R9	意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止		A09	1000ppm超の含有禁止		・化審法(第1種特定化学物質) ・J-Moss ・EU RoHS ・中国、韓国RoHS		
	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	R10	意図的使用禁止かつ0.5ppm超の含有禁止		A10	意図的使用禁止*11		・化審法(第1種特定化学物質) ・PCB特指法 ・EU REACH制限物質 【PCTのBAT値の誤用を避けるためPCTと分離】		
	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類			A11	50ppm超の含有禁止		・化審法(第1種特定化学物質) ・EU REACH制限物質 【BAT値(注)明確化のためPCBと分離】			
	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が3以上のものに限り)	R11	意図的使用禁止		A12	意図的使用禁止*11		・化審法(第1種特定化学物質)		
	一部の短鎖型塩化パラフィン(炭素数10-13)	R12	意図的使用禁止		A13	意図的使用禁止*11		・EU REACH制限物質		
	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)およびその塩	R13	意図的使用禁止	規制除外を除くもの	A14	意図的使用禁止		・化審法(第1種特定化学物質)、POP's条約		
アスベスト類	R14	意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止		A15	意図的使用禁止かつ1000ppm超の含有禁止		・安衛法(製造禁止物質)、EU REACH制限物質			
その他	特定アミンを形成する一部のアゾ染料・顔料(繊維および革製品用途)	R15	30ppm超の含有禁止(アミンとして)		A16	30ppm超の含有禁止(アミンとして)*12		・EU REACH制限物質		
	オゾン層破壊物質	R16	意図的使用禁止		A17	意図的使用禁止*13		・オゾン層保護法、モントリオール議定		
	放射性物質	R17	意図的使用禁止		A18	意図的使用禁止		・原子炉等規制法、放射線障害防止法		
	DMF(ジメチルホルムアミド)	R18	意図的使用禁止かつ納入品の総質量における含有率0.1ppm超は禁止		A19	納入品の総質量における含有率0.1ppm超の含有禁止		・EU REACH制限物質		
	特定ベンゾトリアゾール	—	—		A20	意図的使用禁止		・化審法(第1種特定化学物質) 【新規追加】		
	化審法第一種特定化学物質	—	—		A21	意図的使用禁止*14		・化審法(第1種特定化学物質) 【新規追加】		
	安衛法製造禁止物質	—	—		A22	意図的使用禁止*15		・安衛法(製造禁止物質) 【新規追加】		
・(新)別表1-2(新設)および対応する別表5の内容										
	塩素系VOC(土対法・特定有害物質)	—	—		B01	意図的使用禁止かつ1%超の含有禁止		・土対法(特定有害物質)		

*9: 包装を構成する各均質材料(例えば、樹脂、インキ、塗料)毎で、鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの重金属含有合計量が100ppm未満

*10: 濃度については、金属スズ換算重量

*11: 非意図的であっても含有が既知である場合は、法的しきい値がある場合はしきい値を超える含有禁止(例:トランス油(<0.5ppm)、有機顔料(<BATレベル(経産省にて検討中)))。また、含有が既知でしきい値が無い場合は含有禁止。

*12: 欧州共同体のアゾ染料使用禁止は、アゾ基の還元切断により上記の22の芳香族アミンの1つが生成される特定アゾ染料・顔料に適用されます。

*13: これらの物質はここに列挙されていない異性体を含む可能性があります。CAS No. の付いた異性体は入手可能となったときに追加されます。(オゾン層破壊物質)

*14: 化審法第一種特定化学物質の一覧は下記WEBサイトから入手可能です。●<http://www.safe.nite.go.jp/japan/sougou/view/IntrmSrchSpecifyList.jp.faces> (上記WEBサイトの「個別リスト一覧表示」から選択)

*15: 石綿(政令では第5号)はランクAに指定しているため、本表には示されていません。ご注意下さい。

(注) "best available technology" の略で、「技術的に最善の手段」の意味。「BATレベル」という言い方で使った場合、意味合い的には現時点の最高技術で得られる最低の濃度という意味で、有害不純物の暫定的な濃度しきい値として使われている。

・禁止物質のランク分け(AおよびB)に伴い、別表R-x → 別表A-xに変更
・PCB類とPCT類の分離に伴い、別表5-R10 も別表5-A10および別表5-A11に分離。(旧、別表R-11以降はNoを繰り下げ)
・別表5-A20~A22、5-B01を新規追加。

■含有管理物質(別表2)

・管理ランクCに該当する物質のリストとして、旧別表2を一部修正して別表2-1とした。物質の詳細は下記参照。

対象	旧(Ver1.0)	新(Ver2.0)	変更理由
JAMP 管理 対象 物質	【化審法】: 第一種特定化学物質	(削除)	禁止物質(ランクA)に変更したため
	【労安法】: 製造等禁止物質	(削除)	
	【毒劇物法】: 特定毒物	【毒劇物法】: 特定毒物	(変更無し)
	【EU CLP規則(REGULATION (EC) No 1272/2008)】: AnnexVI (CMR-Cat1, 2該当物質)	【EU CLP規則(REGULATION (EC) No 1272/2008)】: AnnexVI (CMR-Cat1, 2該当物質)	(変更無し)
	【EU REACH規則(REGULATION (EC) No 1907/2006)】: AnnexXVII制限対象物質 [除く:CLP附属書VI Table3.2 CMR-Cat.1,2]	【EU REACH規則(REGULATION (EC) No 1907/2006)】: AnnexXVII制限対象物質 [除く:CLP附属書VI Table3.2 CMR-Cat.1,2]	(変更無し)
	【EU REACH規則(REGULATION (EC) No 1907/2006)】: 認可対象候補物質(SVHC。いわゆるCandidate List収載物質)	【EU REACH規則(REGULATION (EC) No 1907/2006)】: 認可対象候補物質(SVHC。いわゆるCandidate List収載物質)	(変更無し)
	【ESIS(European chemical Substances Information System)】: PBT物質 (PBT判定基準に合致する場合)	【ESIS(European chemical Substances Information System)】: PBT物質 (PBT判定基準に合致する場合)	(変更無し)
	【GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)】: 収載物質	【GADSL(Global Automotive Declarable Substance List)】: 収載物質	(変更無し)
	【JIG-101 Ed.4.0 (Joint Industry Guide)】: 基準1-R該当(法規制物質)	【JIG-101 Ed.4.0 (Joint Industry Guide)】: 基準1-R該当(法規制物質)	(変更無し)

・別表2-1の脚注に JAMP管理対象物質のダウンロードURLを追記。また、JIGの脚注として、今後のIEC62474への読み替え可能であることを追加。

・管理ランクDに該当する物質のリストとして、別表2-2を追加。

・JAMP管理対象物質、毒劇物法の特定毒物の物質リスト入手先(URL)を脚注に追加。

■その他

・用語の定義を別表6として追加。